

2013年2月4日 全12頁

銀行等の議決権保有規制の見直し

いわゆる5%ルールの特例措置の拡充

金融調査部
主任研究員 横山 淳

【要約】

- 2013年1月25日、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」は、報告書を取りまとめた。この中には、銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直しも盛り込まれている。
- 報告書は、銀行等による議決権保有規制そのものについては、上限（5%）も含めて現行規制を維持するものとしている。ただし、地域経済の再活性化や企業の再生などの観点から、事業再生会社、ベンチャービジネス会社、事業承継、デット・エクイティ・スワップなどについて、5%を超える議決権の保有を認める特例措置を拡充（＝規制緩和）することを提言している。
- 今後、報告書に基づいて、制度整備に向けた準備が進められるものと思われる。

【目次】

はじめに	2
1. 銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）とは	3
2. WG報告書のポイント	4
(1) 総論（議決権保有規制自体は維持しつつ、特例措置を拡充）	4
(2) 有限責任組合員として取得・保有する議決権	5
(3) 事業再生（の途上にある）会社の議決権の取得・保有	6
(4) ベンチャービジネス会社の議決権の取得・保有	7
(5) 地域経済の面的再生（再活性化）事業会社の議決権の取得・保有	8
(6) 事業承継に伴って取得・保有する議決権	9
(7) デット・エクイティ・スワップにより取得・保有する議決権	10
(8) 信託勘定で取得・保有する議決権	11
3. 今後の予定	12

はじめに

2013年1月25日、金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下、銀行規制等WG）は、報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（以下、WG報告書）をとりまとめた（公表は28日）¹。

2012年4月、金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流などを踏まえて、自見金融担当大臣（当時）から金融審議会に対して、次の事項について検討するように諮問がなされた²。

- ①外国銀行支店に対する規制の在り方
- ②大口信用供与等規制の在り方
- ③その他の金融システム安定のために必要な措置
- ④我が国金融業の更なる機能強化のための方策

これを受けて金融審議会は、銀行規制等WGを立ち上げて、2012年5月以降、議論を進めてきた。そして、このたび、WG報告書がとりまとめられることとなったものである。

上記の諮問事項のうち、「④我が国金融業の更なる機能強化のための方策」については、2011年6月から2012年5月にかけて開催された「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」における議論等を踏まえて検討することが求められていた。同ワーキング・グループが、2012年5月にとりまとめた報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」³の内容は多岐にわたるが、その中に次の内容が含まれている。

例えば、金融機関が事業再生局面にある中小企業等に出資する場合、議決権の取得に関するいわゆる「5%ルール」があるため、企業が少額の出資しか得られないことがあり得る。同ルールを緩和することが、地域金融の向上に資する場合もあり得よう。健全性維持等の政策目的を踏まえつつ、同ルールを緩和する場合の程度や条件などについて更に議論を深めていくことが考えられる。

（出所）金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」（平成24年5月28日）p.26

これを受けて、銀行規制等WGでも、銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直しについて検討が行われ、WG報告書にもその内容が盛り込まれている。

¹ 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1.html) に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/ginkou_wg/siryou/20120529/02.pdf) に掲載されている。

³ 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20120528-1.html) に掲載されている。

本稿では、WG報告書のうち、この銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直しに関する部分を紹介する。

なお、単に「5%ルール」といった場合、金融商品取引法上の大量保有報告書の提出義務（27条の23）や公開買付規制（27条の2第1項1号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、独占禁止法）上の金融会社の株式保有制限（11条）などを指すこともある。本稿では、「5%ルール」といった場合、特に断らない限り、（銀行法上の）銀行等の議決権保有規制のことを意味するものとする。

1. 銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）とは

WG報告書の内容を紹介する前に、現行の銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）について、その概要を説明しておく。

銀行法は、銀行とその子会社が、他の国内会社（他の銀行、有価証券関連業等を専ら営む金融商品取引業者、保険会社などを除く）の議決権を合算して5%を超えて取得・保有することを、原則として、禁止している（銀行法16条の3第1項）。これは、一般に、「銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避するため」⁴の規制と説明されている。

ただし、この議決権保有規制には、一定の例外措置が講じられている。

まず、担保権の実行によって株式等を取得する場合や、（保有する議決権の数は増加していないにもかかわらず）発行会社が自己株式取得を行ったために比率が5%を超してしまった場合などについては、5%ルールの例外が認められている（銀行法16条の3第2項、銀行法施行規則17条の6第1項）。ただし、この場合、あらかじめ当局の承認を受けない限り、1年以内に議決権の割合が5%以下となるように株式等を処分する必要がある⁵（同前）。

また、銀行同士が合併する場合などについても、5%ルールの例外が認められている（銀行法16条の3第4項）。ただし、この場合、当局が、その合併等の認可を行うに当たって、一定の期間内（最長5年）に議決権の割合が5%以下となるように株式等を処分することを条件として付すこととなる（同5項）。つまり、合併等に伴って、一時的に5%超の議決権を保有することは許されるが、定められた期間内に5%以下となるように株式等を処分しなければならない。

その他、銀行が、投資専門子会社を通じてベンチャービジネス会社（後述2(4)参照）や事業再生会社（後述2(3)参照）の議決権を取得・保有する場合などにも、一定の要件の下で、5%

⁴ 木下信行『解説 改正銀行法』（日本経済新聞社、1999年）p.210。

⁵ 1年以内に処分する場合は、あらかじめ当局の承認を得る必要はないが、5%を超えたときと処分して5%以下となったときには、届出が必要とされている（銀行法53条1項8号、銀行法施行規則35条1項11、13号）。

ルールの例外が認められている（銀行法 16 条の 3 第 7 項、銀行法施行規則 17 条の 2 第 6～8 項など）。

同様の規制は、銀行持株会社とその子会社による他の国内会社の議決権の保有についても課されている。ただし、合算して取得・保有できる議決権の上限は、（5%ではなく）15%と定められている（銀行法 52 条の 24）。また、協同組織金融機関についても、同様の規制が設けられている。こちらは、合算して取得・保有できる議決権の上限は、（5%ではなく）10%と定められている（農林中央金庫法 73 条、信用金庫法 54 条の 22 など）。

これらの銀行持株会社や協同組織金融機関の議決権保有制限についても、後述 2 の WG 報告書の提言に基づき、同様の見直しを行うことが予定されている⁶。ただ、本稿では、便宜上、特に断らない限り、銀行（とその子会社）の議決権保有制限を前提に説明する。

2. WG 報告書のポイント

(1) 総論（議決権保有規制自体は維持しつつ、例外措置を拡充）

WG 報告書は、**現行の議決権保有規制（5%ルール）そのものは維持**することとしている。

WG では、銀行等の議決権保有規制そのものや、その上限（5%）の見直しについても議論が行われたようである⁷。しかし、最終的に、WG 報告書は「銀行等の健全性を確保し、我が国発の金融危機を二度と起こさないようにするため」⁸、現状の規制の枠組自体は維持するとの結論に達した。

もっとも、WG 報告書は、5%ルールの枠組を基本的に維持しながらも、同時に「地域経済の再活性化や企業の再生に資する効果が見込めるもの等に限定して」⁹、現行規制を緩和する方針を示している。具体的には、次の場合について、5%ルールの例外を認め、あるいは例外が認められる範囲を拡充すること（＝規制緩和）を求めている。

- ◇有限責任組合員として取得・保有する議決権
- ◇事業再生（の途上にある）会社の議決権の取得・保有
- ◇ベンチャービジネス会社の議決権の取得・保有
- ◇地域経済の面的再生（再活性化）事業会社の議決権の取得・保有

⁶ WG 報告書 p. 14（注 20）参照。

⁷ 平成 24 年 10 月 10 日開催「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第 7 回）議事録（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/ginkou_wg/gijiroku/20121010.html）、大崎委員発言、小野委員発言など参照。

⁸ WG 報告書 p. 13。

⁹ WG 報告書 p. 14。

- ◇事業承継に伴って取得・保有する議決権
- ◇デット・エクイティ・スワップにより取得・保有する議決権
- ◇信託勘定で取得・保有する議決権

以下、各項目のポイントを紹介する。

(2) 有限責任組合員として取得・保有する議決権

①WG報告書のポイント

投資事業有限責任組合の有限責任組合員として取得・保有する議決権について、5%ルールの適用除外が認められるための要件のうち、**保有期間（現行10年以内）の要件を撤廃**する。

②現行制度からの主な変更点

現行法令の下では、銀行等が、投資事業有限責任組合の有限責任組合員となって、組合財産として取得・保有する株式等の議決権については、次の(a)～(c)の要件のいずれかに該当する場合を除き、その銀行等が保有する議決権には含まないこととされている（銀行法2条11項、銀行法施行規則1条の3第1項2号）。つまり、5%ルールの例外が認められている。

- (a) 有限責任組合員が議決権を行使することができる場合
- (b) 議決権の行使について有限責任組合員が無限責任組合員に指図を行うことができる場合
- (c) 10年を超えて保有する場合

投資事業有限責任組合の有限責任組合員として取得・保有する議決権について、5%ルールの例外が認められている理由としては、通常、「有限責任組合員には投資先企業への経営参画は認められず、投資の経済メリットのみを追求していることから、他業禁止の趣旨が没却されるおそれはないと考えられる」¹⁰ためと説明されている。

この考え方を踏まえれば、上記(a)(b)について、例外措置が認められない趣旨は、議決権の行使・指図を通じた経営参画により、他業禁止規制の潜脱が図られるおそれがあるためということになるだろう。

他方、上記(c)については、議決権の行使・指図を通じた経営参画という観点からは説明がつきにくい。そのため、一般に、（5%ルールの適用を）「無期限に適用除外とすると、キャピ

¹⁰ 木下信行『解説 改正銀行法』（日本経済新聞社、1999年）p.222。

ターゲットを得ることを目的とした当面の期間の株式保有であるのか否かが不明確となる」¹¹ことから、長期の保有を認めない趣旨と説明されている。

この点について、WG報告書は、「議決権を実質的に行使できる場合を除外するのであれば、保有期間を制限しなくても、規制の実効性は現行制度と同様に十分に確保される」¹²との考え方を示している。その結果、他業禁止の趣旨を徹底するという5%ルール¹³の目的に照らせば、上記(c)の保有期間の制限を撤廃することが妥当だと結論付けている。

(3) 事業再生（の途上にある）会社の議決権の取得・保有

①WG報告書のポイント

事業再生会社の議決権については、（投資専門子会社を通じてだけでなく）**銀行等本体**が、一定の要件の下で、10年間は出資比率にかかわらず（上限なし）保有することを認める。

②現行制度からの主な変更点

現行法令の下では、銀行等が、投資専門子会社を通じて、事業再生会社（例えば、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産業活力再生特別措置法）上の事業再構築計画認定や、民事再生法上の再生計画認可決定を受けている非上場会社など）の議決権を10年以内で保有する場合には、5%ルールの例外（上限なし）が認められている（銀行法16条の3第7項、銀行法施行規則17条の2第6～8項など）。しかし、銀行等の本体が保有する場合には、5%ルールの例外は認められていない。

WG報告書は、新たに（投資専門子会社を通じた取得・保有ではない）銀行等本体による事業再生会社の議決権の取得・保有を認めること（5%ルールの例外）を提言している。その趣旨については、次のように説明している。

最近では、条件変更や債権放棄だけでは再生できず、事業を再構築する必要のある企業が増えてきている。このようなケースでは銀行等が一定の株式を保有した上で、企業の再生に積極的に関与することが有効になることもある。

（出所）WG報告書 p. 15

ただし、同時に、WG報告書は、銀行等の健全性確保の観点から、5%ルールの例外が認められる対象会社の範囲を、投資専門子会社を通じて保有する場合よりも限定することを求めている。具体的には、「銀行等以外¹³の第三者が関与する案件で、銀行等の出資を織り込んだ事業

¹¹ 木下信行『解説 改正銀行法』（日本経済新聞社、1999年）p. 223。

¹² WG報告書 p. 14。

¹³ 具体的には、企業再生支援機構や中小企業再生支援協議会などが想定されているようである。「参考資料」

再生計画が策定されているもの」¹⁴といった要件を課すことを提言している。

(4) ベンチャービジネス会社の議決権の取得・保有

①WG報告書のポイント

銀行等が、5%ルールの特例として、投資専門子会社を通じて保有することができる**ベンチャービジネス会社の範囲を拡大**する。また、5%を超えて保有できる期間を**15年（現行10年）に延長**する。

②現行制度からの主な変更点

現行法令の下では、銀行等が、投資専門子会社を通じて、ベンチャービジネス会社の議決権を10年以内で保有する場合には、5%ルールの特例（上限なし）が認められている（銀行法16条の3第7項、銀行法施行規則17条の2第6～8項など）。なお、ここでいうベンチャービジネス会社とは、次の(a)～(c)のいずれかに該当する非上場会社をいうものとされている（銀行法施行規則17条の2第6項1、2、4号）

- (a) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下、中小企業新事業活動促進法）上の中小企業者で次の(ア)かつ(イ)に該当するもの
- (ア) 設立10年未満
- (イ) $\text{試験研究費等の合計額} \div (\text{総収入金額} - \text{固定資産} \cdot \text{有価証券の譲渡による収入金額}) > 3\%$
- (b) 中小企業新事業活動促進法上の中小企業者で次の(ア)～(ウ)のいずれにも該当するもの
- (ア) 設立1年未満
- (イ) 常勤の研究者数が2人以上
- (ウ) $\text{常勤の研究者数} \div \text{常勤の役員} \cdot \text{従業員数} \geq 10\%$
- (c) 中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定等を受けている会社

WG報告書は、ベンチャービジネス会社か否かの判断につき、試験研究費等を基準とする現行法令の規定は、「サービス業等にこのような基準をあてはめることが難しい」¹⁵ことから、基準を見直し、対象となる会社の範囲を拡大することを提言している。

加えて、「VBファンド等の平均運用期間等の実態を踏まえると」¹⁶、現行法令上、保有が認

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1/04.pdf p.6（※1）参照。

¹⁴ WB報告書 p.15。

¹⁵ WG報告書 p.15。

¹⁶ WG報告書 p.15。

められる期間（10年）は不十分であるとして¹⁷、WG報告書は、これを「15年」に延長することも求めている。

(5) 地域経済の面的再生（再活性化）事業会社の議決権の取得・保有

①WG報告書のポイント

新たな5%ルールの特例措置として、次のような地域経済の面的再生事業会社の議決権の取得・保有を加える。

- (i) 銀行等本体による取得・保有
- ◇10年間は、15%未満（注1）の保有を認める。
 - ◇対象は、中堅・中小企業に限定する。
- (ii) 投資専門子会社を通じた取得・保有
- ◇10年間は、40%未満（注2）の保有を認める。

（注1）いわゆる持分法における影響力基準（役員等の派遣、重要な融資など）に該当しない場合は、20%未満。

（注2）いわゆる連結基準における実質支配力基準（取締役会等の過半数支配、重要な財務・営業・事業の方針決定を支配する契約等の存在など）に該当しない場合は50%未満。

②現行制度からの主な変更点

WG報告書は、5%ルールの特例として、銀行等本体が直接、議決権を取得・保有できる事業会社、及び投資専門子会社を通じて議決権を取得・保有できる事業会社の範囲に、地方経済の面的再生事業会社（以下、地域活性化事業会社）を加えることを提言している。つまり、新たな5%ルールの特例措置を設けるものである。

ここでいう地域活性化事業会社とは、「低迷する地域経済を面的に再生するための事業を行う企業であって、事業の集約や再構築を伴うもの」¹⁸と定義されている。具体的な内容について、WG報告書本文に詳しい説明はないが、WGにおいては、次のようなイメージを念頭に議論が行われたようである。

個別には、例えば東京近郊で大きな工場がなくなって、大きな土地があいてしまったところに、銀行と地域の地方公共団体と一緒に住宅団地や商店街、あるいは面的につくって、銀行としては融資が伸びたとか、地域としては、まず地公体としてはそこから税収なりが上がる

¹⁷ 平成24年10月31日開催「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（第9回）「資料1 事務局説明資料」

（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/ginkou_wg/siryou/20121031/01.pdf）p.5によれば、「1982年以降に運用が開始されたベンチャー・ファンド等の平均運用期間を見ると、12～13年となっている」とのことである。

¹⁸ WG報告書p.16。

ってきて、地域住民も工場跡地で町が荒れてしまうのを防ぐことができたという成功例もあるようですが、現状、シャッターが増えていくという厳しい町もたくさんあることも事実でございます。すべてがうまくいくとは全く思っておりませんが、そこをどういうふうに関の活の力で、地方から変えているかというコンテキストの中での1つのご提案でございます。

(出所) 平成 24 年 10 月 31 日開催「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」(第 9 回) 議事録 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/ginkou_wg/gijiroku/20121031.html)、三井総務企画局参事官発言

こうした地域活性化事業会社の議決権について、新たに 5% ルールの例外を認める趣旨を、WG 報告書は次のように説明している。

地域経済が低迷する状況においては、個々の企業の再生を図るのみならず、地域における企業を面的に捉えて再生していくことが重要である一方、地域においては資本性資金の出し手が不足している状況にある。このため、そうした企業への資本性資金の供給を柔軟に行い得るようになることには合理性がある。

(出所) WG 報告書 p. 15

また、WG 報告書では言及されていないが、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(いわゆる金融円滑化法) が期限(平成 25 年 3 月)を迎えた後の地域経済への対応が、意識されている面もあるかもしれない(前記(3)の事業再生会社や、後述(6)の事業承継についても同様)¹⁹。

もともと、同時に銀行等の健全性も確保することから、上限(銀行等本体による直接取得・保有は 15% 未満、投資専門子会社を通じた取得・保有は 40% 未満)、保有期間(10 年)に制限が設けられているほか、「当局による検査・監督を通じて銀行等のリスク管理の状況を適切にモニタリングしていく」²⁰方針も示されている。

(6) 事業承継に伴って取得・保有する議決権

① WG 報告書のポイント

新たな 5% ルールの例外措置として、**投資専門子会社を通じた中堅・中小企業の事業承継に伴う議決権の取得・保有**について、5 年間は出資比率にかかわらず(上限なし)保有することを認めるものとする。

¹⁹ 平成 24 年 10 月 10 日開催「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」(第 7 回) 議事録、小野監督局参事官発言、川波委員発言など参照。

²⁰ WG 報告書 pp. 15-16。

②現行制度からの主な変更点

WG報告書は、5%ルールの特例として、銀行等が、投資専門子会社を通じて5%超の議決権を取得・保有できるものの範囲に、中堅・中小企業の事業承継に伴う取得・保有を加えることを提言している。これも、新たな5%ルールの特例措置を設けるものである。

こうした事業承継に伴う議決権の取得・保有について、5%ルールの特例を認める趣旨を、WG報告書は「地域金融機関等が中堅・中小企業の事業承継を支援する際の一つの選択肢」²¹と説明している。WGにおいては、次のようなイメージを念頭に議論が行われたようである。

例えば、経営者の引退に伴い後継者が分散している株式を集約する状況において、将来的には資金的に余裕が発生することが見込まれるものの、現時点では資金的に余裕がない場合、金融機関が一時的に株式を取得・保有して、適切なタイミングで後継者に売却することができれば、当該企業の円滑な事業承継を支援することができる。

(出所) 平成24年10月10日開催「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」(第7回)「事務局説明資料」(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/ginkou_wg/siryou/20121010/01.pdf) p.11。なお、同議事録、小野監督局参事官発言も参照

もっとも、同時に銀行等の健全性も確保する必要があることから、例外が認められるのは、投資専門子会社を通じた取得・保有に限定され、保有期間(5年)にも制限が設けられている。

(7) デット・エクイティ・スワップにより取得・保有する議決権

①WG報告書のポイント

銀行等本体が、デット・エクイティ・スワップ(以下、DES)により取得・保有する議決権について、5%を超えて保有できる期間を **10年に延長**する(現行、原則1年。延長には当局の承認が必要)。

②現行制度からの主な変更点

現行法令の下でも、銀行等本体が、融資先企業との間の「合理的な経営改善のための計画」に基づくDES(それによって相当の期間内に経営状況の改善が見込まれるものに限る)により、その会社の議決権を取得・保有する場合については、5%ルールの特例が認められている(銀行法16条の3第2項、銀行法施行規則17条の6第1項3号など)。

ただし、その保有期間は、原則、1年以内とされており、1年を超えて(5%超の議決権を)保有する場合には、あらかじめ当局の承認が必要とされている(銀行法16条の3第2項)。また、当局の承認の下、1年を超えて保有できる上限は「50%」と定められており(銀行法16条

²¹ WG報告書 p.16。

の3第3項)、それを超える部分は1年以内に売却等により処分しなければならない²²。

こうした現行法令上の規制について、WG報告書は「一般的な経営改善計画の期間が3～5年であることを踏まえると、実務と整合的になっていない」²³と指摘する。そのため、DESにより取得・保有する議決権について、5%ルールの例外とする期間を10年に延長することを提言している。

なお、WG報告書の本文では明記されていないが、5%を超える議決権の保有期間が10年間に延長された場合、その保有期間内(10年間)は、出資比率についても上限を設けないことが想定されているようである²⁴。

(8) 信託勘定で取得・保有する議決権

①WG報告書のポイント

信託銀行が、信託勘定で、元本補填のない信託財産として取得・保有する議決権については、**保有期間にかかわらず5%ルールの対象から除外**する(現行、原則1年。延長には当局の承認が必要)。

②現行制度からの主な変更点

現行法令の下でも、信託銀行が、元本補填のない信託財産として取得・保有する議決権については、5%ルールの例外が認められている(銀行法16条の3第2項、銀行法施行規則17条の6第1項10号など)。ただし、その保有期間は、原則、1年以内とされており、1年を超えて(5%超の議決権を)保有する場合には、あらかじめ当局の承認が必要とされている(銀行法16条の3第2項)。

こうした現行法令上の規制に対しては、実務の立場から、例えば、次のような問題点の指摘がなされていた。

信託銀行がインデックス運用を行う際には、信託財産による株式の取得を機械的に行っており、受託者の裁量で一部銘柄を排除することができないことがあるが、この際に5%ルールを遵守しようとすると、銀行勘定で保有する株式を売却せざるを得ず、投資行動の制約となっている

(出所)平成24年10月10日開催「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」(第7回)「事務局説明資料」p.14。なお、下線も原文による

²² 木下信行『解説 改正銀行法』(日本経済新聞社、1999年)p.222

²³ WG報告書p.16。

²⁴ 前出注13の「参考資料」p.6参照。

こうした指摘を踏まえ、WG報告書は、次の観点から、信託銀行が受益者のために議決権を行使することを前提として、保有期間にかかわらず5%ルールの対象から除外することを求めている。

元本補填のない信託財産として取得・保有する議決権であれば、銀行等の健全性に影響を及ぼすことなく、また、あくまでも受託者の立場で取得・保有するに過ぎない。

(出所) WG報告書 p. 16

3. 今後の予定

WG報告書は、今後、金融審議会・金融分科会において報告される予定である。

その後、(5%ルール以外の事項も含めて) 早期の制度整備に向けて、必要な法改正等が進められるものと思われる。

報道等によれば、2013年通常国会(第183回国会(常会))に銀行法等の改正法案が提出され、2014年度の導入を目指す予定だといわれている²⁵。

²⁵ 2013年1月26日付日本経済新聞など参照。